

令和2年第1回市会臨時会
議案等提出一覧

I 一般議案 2件

- 1 地方自治法第179条に基づく専決処分報告 1件 横浜市国民健康保険条例の一部改正についての専決処分報告
- 2 条例の一部改正 1件 横浜市介護保険条例の一部改正

II 予算議案 2件

- 1 補正予算 2件 令和2年度横浜市一般会計補正予算（第1号）ほか1件

合計 4件

令和2年5月1日発送

令和2年5月12日提出

令和2年度5月補正予算案の概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、「くらし・経済対策」に基づき、感染拡大防止策と医療提供体制の整備を実施するほか、市民生活、企業・事業活動への支援に関する事業等を行うため、必要な歳入歳出予算補正を実施します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計	53事業	574,364百万円
特別会計	1会計	3百万円
全会計総計		574,367百万円

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) くらし・経済対策補正 50事業 574,335百万円

ア 感染拡大防止策と医療提供体制の整備	31事業 14,527百万円
(ア) 重症・中等症患者等受入体制整備事業	105百万円 [一般財源]

入院治療を必要とする陽性患者等を確実に受け入れられるよう、医療機関に対して、受入体制の確保に必要な施設整備費を助成します。

◆実施概要

- ・ 対象医療機関：A 重症・中等症患者を中心に受け入れる医療機関 15 病院
B A以外の医療機関 15 病院
合計 30 病院
- ・ 助成額：A 500万円、B 200万円（1病院当たりの上限額）
- ・ 対象経費：簡易陰圧装置の設置、患者動線を分けるパーティション、フロアの区画を分ける扉の設置等

◆補正内容

患者受入体制の確保にかかる施設整備に対する補助金を補正。

(イ) 重症・中等症患者等入院受入奨励事業 679百万円 [一般財源]

入院治療を必要とする陽性患者等の円滑な受入のため、入院患者を受け入れた医療機関に対して、支援金を支給します。

◆実施概要

- ・ 対象者：A 感染症陽性患者、B 感染症を疑う患者
- ・ 支援額：A 30,000円（入院1日当たり）、B 28,500円（患者1人当たり）
- ・ 受入想定者数：A 1,200人、B 3,600人

◆補正内容

患者受入の促進に対する補助金を補正。

(ウ) 旧市民病院における軽症者等受入体制整備事業

802百万円〔一般財源〕

旧市民病院を軽症者及び陽性無症状者の宿泊療養施設として活用します。

◆実施概要

- ・対象者：軽症者及び陽性無症状者
- ・受入開始日：施設改修等の受入準備が整い次第、受入開始（5月3日予定）
- ・想定定員：200人程度

◆補正内容

軽症者等の受入にかかる施設改修、衛生資材購入、運営費を補正

(エ) 医療機関等に対する感染防止資器材の緊急配布事業

(感染症・食中毒対策事業ほか2事業) 1,087百万円〔国費44 一般財源1,043〕

医療機関、高齢者施設及び障害者施設における感染拡大防止を図るため、市が一括してマスクなどを調達し、各施設に配布します。

◆実施概要

- ・対象施設：医療機関、高齢者施設（通所、訪問、施設・入居系サービス）、
障害者施設（通所、入所）
- ・購入物品：サーナカルマスク884万枚、N95マスク8万枚、消毒用アルコール14万㍑、
感染防護服5万枚

◆補正内容

感染防止のための資器材にかかる購入費を補正

(オ) PCR検査強化事業

164百万円〔国費11 一般財源153〕

市医師会の協力により、医療機関などの敷地等を活用したPCR検査の簡易検体採取を行うことで、検査体制の強化を図ります。また、衛生研究所の検査実施体制強化のため、必要な資器材を購入するとともに検体搬送業務を委託し、増加する検査に対応します。

◆実施概要

①市医師会による簡易検体採取の実施

- ・設置開始日：5月初旬本格実施予定（4月27・28日モデル実施）
- ・設置場所：10か所程度
- ・運営事業者：市医師会（委託）
- ・対象者：検査が必要と判断された次の患者のうち、自身又は家族等が自家用車等を運転し、設置場所まで来ることができる方
ア 医師が診察した結果、感染が強く疑われる方
イ 帰国者・接触者相談センター又は区に相談された方のうち、感染が強く疑われる方

②衛生研究所における検査体制の強化

- ・検査実施体制を強化するため、検体搬送に必要な資器材を追加購入
- ・衛生研究所への民間事業者による検体搬送を拡充

◆補正内容

市医師会による簡易検体採取の実施等にかかる事業費を補正

(カ) P C R 検査費自己負担助成事業

151 百万円〔国費 76 一般財源 76〕

P C R 検査費用の自己負担分を助成し、無料化します。

◆実施概要

- ・助成単価：5,850 円（最大）
※保険適用後の自己負担分（最大 5,850 円）を助成
- ・想定対象者数：120 人／日

◆補正内容

自己負担助成にかかる扶助費の補正

(キ) 感染症コールセンター等設置・運営事業

245 百万円〔国費 123 一般財源 123〕

感染拡大防止及び市民の不安軽減を図るため、「新型コロナウイルス感染症コールセンター」及び「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」を引き続き、設置・運営します。

◆実施概要

- ・「新型コロナウイルス感染症コールセンター」及び「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター（※）」の設置
※ 新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター
新型コロナウイルスの流行地域からの帰国者や感染症患者との接触歴のある方等からの相談を受け付け、感染症の疑いに該当する方を医療機関につなぎます。
- ・設置期間：令和 2 年 4 月 1 日～12 月 31 日

◆補正内容

コールセンター等の設置・運営にかかる委託料を補正

(ク) Y-C E R T 強化事業

3 百万円〔一般財源〕

「横浜市災害医療アドバイザー」の協力のもと「感染症・医療調整本部（Y-C E R T）」を設置し、医療崩壊を阻止し、地域医療体制を維持します。

◆実施概要

- ・機能役割：感染者の発生状況や、医療機関の入院状況などの情報を一元管理し、救命救急センターの救急医の医学的知見等により、医療機関等との間で円滑な患者の入院や移送調整等を行います。
- ・設置日：4 月 5 日
- ・体制：本市職員（医療局、総務局、健康福祉局、消防局）及び横浜市災害医療アドバイザー（※）等で構成
※ 横浜市災害医療アドバイザー
市内の救命救急センター長と市医師会の救急担当等から選任

◆補正内容

災害医療アドバイザーの受入にかかる人件費を補正

(ヶ) 感染症対策物資緊急調達事業

45 百万円〔一般財源〕

感染症対策物資の世界的な需要の高まりにより各区局での調達が困難な場合に備えて、マスク、消毒用アルコール、個人用感染防護具を調達します。

なお、原則として市内中小企業から調達することにより、新たなビジネス機会の創出につなげます。

◆実施概要

- ・ 対象物資：サージカルマスク 55 万枚
消毒用アルコール 4,000ℓ
個人用感染防護具 500 セット
- ・ 配布方法：各区局で調達困難な場合に、以下の優先順位で配布
第一 市民の生命に関わる業務（医療機関、感染者受入施設、救急業務等）
第二 高齢・障害・保育・児童、教育関連施設等

◆補正内容

マスク、消毒用アルコール、個人用感染防護具にかかる購入費を補正

(コ) 保育所等における感染症拡大防止対策事業

（保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業ほか 10 事業）

574 百万円〔国費〕

保育所等における感染拡大防止を図るために、衛生用品や換気の改善に資する備品等の購入や施設・事業所の消毒等に要する経費を補助します。また、児童養護施設等の入所施設においては、感染が疑われる子どもを分離するための改修費等を補助します。

◆実施概要

- ・ 対象施設：①保育所、放課後児童健全育成事業等の預かり施設等（928 施設）
②児童養護施設、乳児院等の入所施設（20 施設）
 - ・ 実施内容：①②共通…消耗品・備品の購入、施設等の消毒、広報・啓発等
②のみ…空間的に分離するための個室化に要する改修費等
- ※ 別途、市としてマスク 132 万枚を各施設に配布するため（5月予定）、予算の範囲内で一括調達の手続きを進めています（全額市費）。

◆補正内容

保育所等における感染拡大防止対策に対する補助金を補正

(サ) 学校施設における感染症対策事業（学校環境整備費） 112 百万円〔国費 56 一般財源 56〕

学校施設内での感染症防止対策として、教職員や必要に応じて児童生徒等に配付するマスク、消毒液、児童生徒の健康観察用に非接触型体温計等を購入します。

◆実施概要

- ・ マスク 小・中・高・特支：110 万枚、教職員等：85 万枚
※ 各家庭から持参するマスクや国から 1 人 2 枚配付される布マスクの活用を前提とし、今回購入する児童生徒用は、給食当番や行事等の際に持参しなかった児童生徒に配付。
- ・ 消毒液 1ℓ 5,500 本（各校 10 本）
- ・ 非接触型体温計 600 本（小・中・高 1 本、特支 4 本） 等

◆補正内容

マスク及び消毒液等にかかる購入費を補正

(シ) 高齢者施設等に対する多床室の個室化支援事業

(高齢者施設の感染症拡大防止のための個室化改修事業ほか1事業)

185百万円〔国費183 一般財源2〕

高齢者施設等における感染拡大防止を図るため、多床室の個室化に要する改修費を補助します。

◆実施概要

- ・対象施設：①特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の高齢者施設
②障害者施設
- ・負担割合・補助単価：①国費 978千円／人（上限）
②国1/2、市1/4、事業者1/4
- ・想定申請件数：①6か所、②1か所

◆補正内容

高齢者施設等における施設改修に対する補助金を補正

(ス) 横浜市立大学における検査キット研究開発・実用化支援事業

(横浜ライフノベーションプラットフォーム推進事業)

20百万円〔一般財源〕

横浜市立大学 梁明秀教授を中心とする研究グループが新型コロナウイルス感染症患者の血清中に含まれる抗ウイルス抗体の検出成功を発表（令和2年3月）したことを見て、新型コロナウイルス感染症対策に活用できる検査キットの研究開発に対する補助を実施します。

◆実施概要

- ・実施内容：検査キットの開発・実用化に向けた試作品開発、研究試薬開発、キット化に向けた開発企業との調整
- ・開発費用：本市20百万円、国30百万円（国は直接補助を想定）

◆補正内容

横浜市立大学における研究開発に対する補助金を補正

(セ) 市立学校における I C T 環境整備事業（教育用コンピュータ整備事業（小・中・特支））
10,120 百万円〔国費〕

学校休業時における子供たちの教育環境の充実と感染症の拡大防止のため、当初、令和5年までとしていた「1人1台端末」を実現する計画を今年度中に前倒し、必要となるタブレット型PCを購入します。また、Wi-Fi環境が整っていない家庭向けにモバイルルータを貸与するとともに利用料を負担します。

◆実施概要

- ・「1人1台端末」に向けたタブレット型PCの購入
 - 小学校 139,739 台
 - 中学校 59,593 台
 - 特別支援学校（小中学部） 250 台
- ※小1～4、中2～3の全児童生徒分
(小5・6、中1の児童生徒分は令和元年度2月補正予算で実施)
- ・モバイルルータの貸与・利用料 4,067 台

◆補正内容

「1人1台端末」を実現するための整備費等を補正

(ソ) 救急隊感染防止対策資器材緊急確保事業（救急運営費） 150 百万円〔一般財源〕

救急隊等の感染防止対策の徹底を図り、救急搬送を着実に実施するため、マスク、防護服等の感染防止対策用資器材を調達します。

◆実施概要

- ・購入物品：サージカルマスク37万枚、N95マスク8万枚、感染防護服7万着、感染防止用グローブ21万組、ゴーグル2千個、回路用鼻フィルタ1千式、消毒用アルコール3千ℓ

◆補正内容

救急隊の運営に必要な感染防止対策用資器材にかかる購入費を補正

(タ) 消防署所感染防止対策強化事業（庁舎維持管理費） 86 百万円〔一般財源〕

消防職員の感染防止対策の一環として、執務環境の改善（仮眠室等への換気扇設置・パーテイション化）を実施します。

◆実施概要

- ・換気扇追加設置：84署所
- ・パーテイション化：55署所

◆補正内容

執務環境改善の実施に伴う整備費の補正

イ 市民生活の支援

6事業 384,553百万円

(ア) 特別定額給付金給付事業

379,600百万円〔国費〕

様々な活動が制約されることとなる人々の家計への支援を実施するため、すべての市民に一人当たり10万円の特別定額給付金を給付します。

◆実施概要

- ・給付対象：すべての市民（4月27日時点：約376万6千人（住民基本台帳人口推計））
- ・給付金申請：感染症の拡大防止のため、郵送又はオンライン（マイナンバーカードを活用）で申請
- ・給付方法：給付は原則として世帯主の銀行口座への振り込み
※できる限り早期に申請書の送付、給付金の支給ができるよう準備を進めています。
- ・給付にかかる事務費（事務センター運営経費等）：3,000百万円

◆補正内容

すべての市民への特別定額給付金給付にかかる事業費を補正

(イ) 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業

4,210百万円〔国費〕

児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり1万円の臨時特別給付金を給付します。

◆実施概要

- ・対象児童：児童手当受給者（特例給付受給者は対象外）（2年3月現在：約39万6千人）
- ・支給方法・時期：児童手当支給口座へ振込み（6月の定期支給日）
- ・給付にかかる事務費（システム改修等）：250百万円

◆補正内容

子育て世帯への臨時特別給付金給付にかかる事業費を補正

(ウ) 住宅セーフティネット構築事業

80 百万円 [国費 35 一般財源 45]

セーフティネット住宅の入居者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対し、家賃減額補助の上限額を引き上げることで、入居者の家賃負担を軽減します。

◆実施概要

- ・入居者の要件：新型コロナウイルス感染症の影響による離職、病気等の事情により収入が概ね 20%以上減少し、家賃の支払いが困難であること など
- ・補助対象戸数：480 戸（見込）
- ・最大補助金額：62,900 円／月・戸（※引上げ前 40,000 円／月・戸）
- ・減額補助実施方法：セーフティネット住宅のオーナーに対する家賃減額補助を引き上げることで、入居者の負担軽減を図ります。

【参考】家賃補助付きセーフティネット住宅

- 入居者の要件：
- ・世帯の月収額が 15 万 8 千円以下であること
 - ・住宅扶助（生活保護制度）や住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）を受給していないこと
 - ・原則、横浜市内に在住または在勤していること
 - ・持ち家がないこと など

◆補正内容

家賃減額の引上げに伴う補助金及びシステム改修費を補正

(エ) 生活困窮者への住居確保給付金給付事業（生活困窮者自立支援事業）

253 百万円 [国費 190 一般財源 63]

離職や廃業により住居を失った又は失う恐れがある場合に支給する住居確保給付金について、支給対象を拡大します。

◆実施概要

- ・対象者：以下のいずれかの方 ※②が新たに追加
 - ①離職・廃業後 2 年以内の方
 - ②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由や当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方
- ・支給要件：収入、保有している金融資産等の要件あり
- ・支給額例（上限）：単身世帯 5.2 万円、2 人世帯 6.2 万円、3 人世帯 6.8 万円
- ・支給期間：原則 3 か月（最大 9 か月延長まで延長可）

◆補正内容

住宅確保給付金の支給にかかる扶助費を補正

(才) 児童虐待・DV対策広報事業（児童虐待防止啓発地域連携事業） 10百万円〔一般財源〕

外出自粛や休業等に伴う生活不安、ストレスによる児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の増加・深刻化が懸念されるため、様々な広報手段を用いて相談窓口（児童相談所、区役所、DV相談支援センター、男女共同参画センター等）を周知し、要支援者の孤立化を予防します。

◆実施概要

- 実施方法：折込み広告、ウェブサイトなどの複数の媒体を用いた周知・広報及び虐待・DV防止に関する啓発

◆補正内容

児童虐待・DVの防止に向けた広報・啓発にかかる事業費を補正

(力) 資源集団回収事業者緊急支援事業

400百万円〔一般財源〕

新型コロナウイルス感染拡大の影響による古紙の輸入停止や、需要減少による古紙の市況価格の大幅な下落により、経営環境が著しく悪化している資源集団回収業者に対し、奨励金制度を改正し、市民生活を支えている資源集団回収の安定実施を確保します。

◆実施概要

- 対象者：資源集団回収業者
- 奨励金：基準価格を現況価格（※）が下回った場合には、下回った額の5割を補助していますが、3円以上下回った場合には、補助率を8割に改正します。

※基準価格：資源物1kg当たりの回収費用の基準額

現況価格：市況価格を基に算出

【現行制度との比較】基準価格を現況価格が3円下回った場合の比較

（単位：円）

	現 行
基準価格（A）	9.3
現況価格（B）	6.3
差額（A）－（B）	3

改正後
9.3
6.3
3

本市負担割合	5割
本市負担額(円)	1.5
回収業者負担額(円)	1.5

3割上乗せ	8割
	2.4
負担減	0.6

◆補正内容

資源集団回収における事業者に対する奨励金を補正

ウ 企業・事業活動の支援

13事業 175,255百万円

(ア) 新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援事業（中小企業制度融資事業）

165,000百万円〔諸収入〕

市内中小企業の資金繰りを支援するため、国制度に基づく融資限度額30百万円の利子補給・保証料助成付きの融資メニュー「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設するとともに、30百万円を超える融資を必要とする事業者向けに本市独自の融資メニュー（保証料助成付き）を継続し、融資枠の拡大に伴い、低利な融資の実現に必要な預託金を増額します。

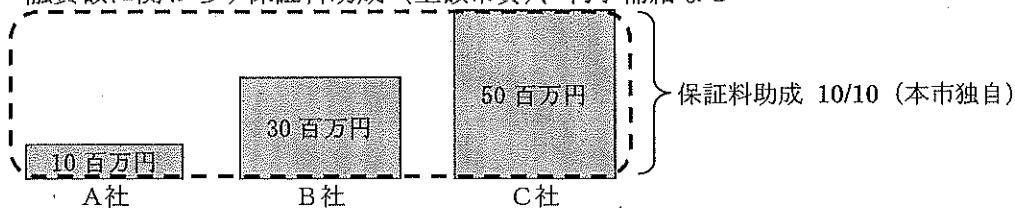
【参考】融資枠 当初予算：1,400億円 → 補正予算後：5,000億円

◆実施概要

①制度比較（例：セーフティネット（S N）保証4号の認定を受けて融資を申請する場合）

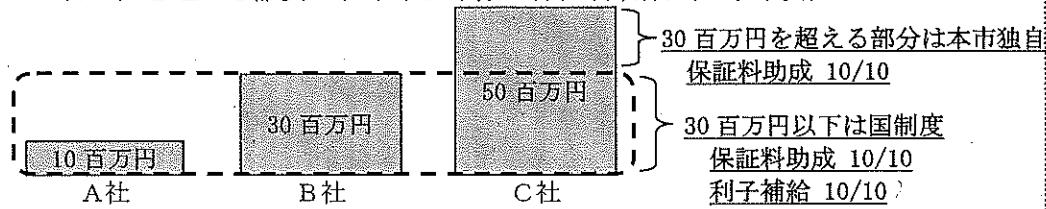
<現行制度>

- 融資額に関わらず保証料助成（全額市費）、利子補給なし



<補正後>

- 30百万円以下の融資は、国制度で利子補給・保証料助成（全額国費）
- 30百万円を超える融資は、市単独事業で保証料助成（全額市費）



②融資メニュー

	融資額30百万円以下の場合（国制度）	融資額30百万円以上の場合（本市独自）
資金名	横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金	a:新型コロナウイルス感染症対策特別資金 b:新型コロナウイルス感染症緊急特別資金
融資対象者	新型コロナウイルス感染症により売上高が減少し、セーフティネット（S N）保証4号又は5号又は危機関連保証の認定を受けた方 ※4号：売上高▲20%以上が必要 ※5号：売上高▲5%以上が必要 ※危機：売上高▲15%以上が必要	同左 a: S N保証4号又は5号対応 b:危機関連保証対応
融資限度額	3,000万円（別枠）	2億8,000万円（別枠）
利率	融資期間に応じて 年0.7%以内～1.5%以内	融資期間に応じて 年0.8%以内～2.0%以内
利子補給	売上減少幅に応じ助成（全額国費） ※個人事業主▲5%：補助率10/10 ※小・中規模事業者▲5%：なし ※小・中規模事業者▲15%：10/10 ※対象期間：当初3年間	なし
保証料助成	売上減少幅に応じ助成（国事業） ※個人事業主▲5%：補助率10/10 ※小・中規模事業者▲5%：1/2 ※小・中規模事業者▲15%：10/10	売上減少幅に応じ助成（市単独） ※4号：売上高▲20%：補助率10/10 ※5号：売上高▲5%：1/2 ※危機：売上高▲15%：10/10

◆補正内容

新たに融資枠を3,600億円増額することに伴い、低利な融資を実現するために必要な預託金を補正

(イ) 新型コロナウイルス感染症対応信用保証料助成事業（信用保証料助成等事業）
4,300 百万円〔諸収入 800 一般財源 3,500〕

本市独自の保証料助成付きの融資メニューを利用する市内中小企業が横浜市信用保証協会へ支払う信用保証料を助成します。

◆実施概要

- ・対象者：「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」等を利用する市内中小企業
- ・助成率：セーフティネット（S/N）保証4号対応…10／10
セーフティネット（S/N）保証5号対応…1／2
危機関連保証対応…10／10

◆補正内容

信用保証料にかかる助成金を補正

(ウ) 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金 3,600 百万円〔国費〕

国制度に基づく利子補給・保証料助成付きの融資メニューを利用する市内中小企業が取扱金融機関に対して支払う利子を補給します。

◆実施概要

- ・対象者：「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」を利用する市内中小企業
- ・補助率：売上減少幅に応じ助成（全額国費）
※個人事業主▲5%以上：補助率 10/10
※小・中規模事業者▲15%以上：補助率 10/10
- ・利子補給の対象期間：当初3年間

◆補正内容

横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金の利子補給にかかる補助金を補正

(エ) 新型コロナウイルス感染症対応「横浜市緊急融資認定センター」設置事業
(中小企業経営安定事業) 150 百万円〔一般財源〕

市内中小企業からのセーフティネット保証及び危機関連保証の認定申請が増大しているため、「横浜市緊急融資認定センター」を設置し、認定をスピーディに行うための人材確保など、機能を強化します。

◆実施概要

- ・実施内容：認定を実施する中小企業診断士等の人材確保、WEB事前審査システムの導入、感染症予防対策を考慮した広い会場への移転等
- ・スケジュール：5月～人材確保、システム導入、7月 情報文化センターで本格設置

◆補正内容

認定業務の機能強化にかかる事業費を補正

(才) 新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業

1,310 百万円 [一般財源]

外出自粛や休業要請等によって大きな影響を受けている市内商店街等に対して、感染症拡大防止や加盟店支援など、個々のニーズに応じた様々な活動に充当できる一時金を交付します。

◆実施概要

- ・ 対象者：
 - ①市内商店会：285 商店街（約 12,000 店舗※）
 - ②商店会に準ずる組織（横浜市商店街の活性化に関する条例第 6 条に定める活動（環境行動の推進及び防犯・防災活動等の地域社会への貢献等）を継続的に実施しているもの）
※ 平成 30 年度商店街実態調査結果を基礎とした加盟店舗数。現時点では未加盟の店舗に対する加盟の呼びかけも、併せて実施。
- ・ 交付額：10 万円 × 加盟店舗数の一時金を商店街等に交付
(補正予算積算：10 万円 × 13,000 店舗)
- ・ 対象事業：衛生用品の購入、テイクアウト・デリバリー事業、収束期におけるイベントの実施等、各商店街等のニーズに応じた活動を支援
- ・ スケジュール：5 月～申請受付、6 月 順次交付開始

◆補正内容

市内商店街等における個々のニーズに応じた活動に対する一時金交付にかかる事業費を補正

(カ) 新型コロナウイルス感染症対応小規模事業者等支援事業

300 百万円 [一般財源]

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内小規模事業者等を支援するため、一時金を交付します。また、融資を受けることが困難な創業 1 年以内のスタートアップ企業についても、一時金を交付します。

◆実施概要

①小規模事業者等支援

- ・ 対象者：市内小規模事業者等（※）であって、「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」で 500 万円以下の融資を受けた者
※中小企業信用保険法第 2 条第 3 項各号における小規模企業者
- ・ 交付額：10 万円／者
- ・ 想定件数：2,600 件

②スタートアップ支援

- ・ 対象者：I o T ・ ライフイノベーション分野等のスタートアップ企業のうち創業 1 年以内の者
- ・ 交付額：10 万円／者
- ・ 想定件数：200 件

◆補正内容

本市感染症対応資金で 500 万円以下の融資を受けた小規模事業者等と、融資を受けることが困難なスタートアップ企業に対する一時金交付にかかる事業費を補正

(キ) 市内のアーティスト等の文化芸術活動緊急支援事業（芸術文化支援事業）

215 百万円〔一般財源〕

発表、制作等の活動の機会を失っているアーティストや企画運営者を含む文化芸術関係者が行う、活動再開に向けた準備制作や民間施設を活用した動画配信などの文化芸術活動を支援するため、ライブハウス等の市内施設を活用した映像配信など、現在の情勢において実施できる文化芸術活動を募集し、助成します。

◆実施概要

- ・対象者：文化芸術団体・個人（当該事業を生業としていること）
- ・対象事業：文化芸術事業のうち、一定の条件を満たす事業
- ・対象経費：企画・制作費等
- ・補助額：
 - ア 活動再開に向けた準備制作も含めた様々なジャンルの文化芸術活動経費 30 万円
 - イ ライブハウス、ホール等市内施設を活用したコンサートや演劇、ダンス等の公演や展覧会などの映像配信を伴う文化芸術活動経費 70 万円
- ・想定件数：約 550 件（30 万円／件：約 450 件、70 万円／件：約 100 件）
- ・スケジュール：5 月～ 申請受付開始、6 月 給付開始予定

◆補正内容

文化芸術活動に対する補助金を補正

(ク) バーチャル版芸術フェスティバル事業（芸術文化支援事業） 90 百万円〔一般財源〕

活動を休止しているアーティストの支援として、専門文化施設である横浜みなとみらいホール等において、世界中どこでもバーチャルに体験できる、最新技術を活用した動画コンテンツを制作・配信し、持続可能な文化芸術活動のモデルづくりにつなげます。

◆実施概要

- ・公演数：10～20 公演
- ・出演者：市内を主な拠点に活動するプロの音楽家、ダンサー等
- ・主な経費：映像ディレクション・機材費、演奏家・作曲・編曲料等
- ・スケジュール：5 月～ 企画開始、7 月以降 順次映像配信

◆補正内容

文化芸術活動に対する補助金を補正

(ケ) アーティスト・クリエーター等へのワンストップ相談対応事業

(アーツコミッショナリ事業)

10百万円〔一般財源〕

アーティスト・クリエーター等の様々な相談を受け付ける「ワンストップ相談窓口」に新たに税理士等の専門資格者を配置し、増加している事業損失等に関する専門的相談への対応を強化します。

◆実施概要

- ・実施主体：アーツコミッショナリ・ヨコハマ（公益財団法人横浜市芸術文化振興財団）
- ・専門資格者の配置（新設）：週2回
- ・スケジュール：5月～令和3年3月

◆補正内容

ワンストップ専門相談窓口設置に対する補助金を補正

(コ) 市内観光・M I C E 関連事業者緊急支援事業

50百万円〔一般財源〕

事業縮小を余儀なくされている市内観光・M I C E 関連事業者に対し、販路開拓等自粛期間中の事業継続のために実施する事業や、回復期の誘客促進につながる取組を支援します。

◆実施概要

- ・補助対象事業：ア　自粛期間中の事業継続のための事業
　　イ　回復期を見据えた誘客促進、受入環境整備のための事業
- ・事業実施対象期間：ア　交付決定から6月30日まで
　　イ　交付決定から7月31日まで
- ・補助率：事業費の2／3（1事業者当たり上限20万円）
- ・想定件数：250件
- ・スケジュール：6月　申請開始、事業審査、6～7月　事業実施

◆補正内容

自粛期間中の事業継続や回復期の誘客促進に対する補助金を補正

(サ) 市内観光・M I C E 関連事業者へのマスク等緊急確保支援事業

9百万円〔一般財源〕

市内観光・M I C E 関連事業者にマスク等を提供し、安全な滞在環境を確保することで、収束後の観光客等の来訪意欲を喚起します。

◆実施概要

- ・想定件数：600件
- ・スケジュール：6月以降順次

◆補正内容

受入環境整備に対する補助金を補正

(シ) テレワーク導入促進事業（職場環境向上・女性活躍推進事業） 15百万円〔一般財源〕

市内中小企業が新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新たにテレワークを導入する際に必要な費用を補助します。

◆実施概要

- ・対象経費：テレワーク導入にかかるシステム整備費、専門家への相談委託料
- ・補助率・上限：3／4・30万円（通常は助成率1／2）
- ・想定件数：50件

◆補正内容

市内中小企業におけるテレワーク導入に対する補助金を補正

(ス) 学校給食物資補償事業

206百万円〔国費 155 一般財源 52〕

市立小学校の全校一斉臨時休業により発生した給食中止（令和2年3月分）に伴い、キャンセル費用や違約金等が発生したため、給食食材納入業者へ補償金を支払います。

◆実施概要

- ・対象者：給食食材納入業者
- ・対象期間：令和2年3月3日～17日

◆補正内容

市立小学校の全校一斉臨時休業により発生した給食中止にかかる補償金を補正

(2) その他の事業補正

3事業 29百万円

ア 就職氷河期世代支援事業（3事業）

29百万円〔国費 22 一般財源 7〕

国が令和元年度補正予算で創設した「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、就職氷河期世代の方に向けたスキル向上等の支援、企業とのマッチングなどの就職機会の提供等を実施します。

◆実施概要

①就職氷河期世代就職支援プログラム事業

- ・実施内容：就職活動のスキル向上等に向けた短期研修（5日間程度×2回）、採用に積極的な企業の開拓、合同就職面接会開催（1回）、就職後の状況確認、キャリアカウンセリング等
- ・スケジュール：短期研修 10月・1月、合同就職面接会 2月、相談・支援等 通年

②就職氷河期世代非正規職シングル女性支援事業

- ・実施内容：就職氷河期世代非正規職シングル女性の「低収入」と「雇用不安」を解消するために必要な支援に向けて、有効なプログラム・地域企業の採用ニーズ・課題の調査を実施
- ・スケジュール：10月～ 調査、2月～ 調査結果を踏まえた当事者・企業への働きかけ

③就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業

- ・実施内容：就職意欲向上及び就労に資する能力伸長のための3か月間長期プログラム（パソコンスキル習得講座）、受講期間中の定期的な面談、受講後の進路調整
- ・スケジュール：10月～（週2回、3か月間、2クール）

◆補正内容

就職氷河期世代支援を実施する事業費を補正

2. 5月補正で活用する一般財源

(1) 一般財源 9,567百万円

今回の補正では、一般財源が9,567百万円必要となります。この財源については、国補正予算で措置された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を8,567百万円計上するとともに、財政調整基金1,000百万円（※1）を活用します。

なお、令和2年度の市税収入については、新型コロナウイルス感染拡大による企業活動等への影響から法人市民税を中心とした税収の減少が見込まれることや、国の緊急経済対策による市税の徴収猶予制度の特例等の影響も注視していく必要があります。令和2年度当初予算において、年度途中の補正財源として市税（固定資産税）を20億円留保（※2）しておりますが、現時点においては、市税収入の減収影響範囲を見込むことが難しい状況にあるため、5月補正での市税留保額の活用は行っておりません。

※1 財政調整基金活用後の令和2年度末見込：2,830百万円

※2 市税当初予算計上額：8,441億円（実収見込額：8,461億円）

3. 特別会計歳入歳出予算補正

(1) くらし・経済対策補正

1会計 3百万円

ア 国民健康保険事業費会計

3百万円〔県費〕

被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給します。

◆実施概要

- ・対象者：被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方
- ・支援要件：労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- ・支給額：直近の継続した3ヶ月間の給与収入合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
- ・適用：2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間

◆補正内容

傷病手当金の支給にかかる給付費を補正

<添付資料>

○資料 令和2年度5月補正について《総括表》

令和2年度 5月補正について 《総括表》

資料

1 岁入歳出予算補正

一般会計

(1) くらし・経済対策補正

ア 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
経済	横浜市立大学における検査キット研究開発・実用化支援事業 (横浜ライフィノベーションプラットフォーム推進事業)	20	0	0	0	0	20
経済	感染症対策物資緊急調達事業	45	0	0	0	0	45
こども	保育所等における感染症拡大防止対策事業 (・地域子育て支援拠点事業 ・親と子のつどいの広場事業 ・乳幼児一時預かり事業 ・市立保育所運営費 ・保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業 ・私立幼稚園等一時預かり保育補助事業 ・私立幼稚園2歳児受入れ推進事業 ・放課後児童育成新型コロナウイルス感染症対策事業 ・児童福祉施設措置費 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業 ・子育て世代包括支援センター事業)	574	574	0	0	0	0
健福	医療機関等に対する感染防止資器材の緊急配布事業 (・障害者総合支援等事務費 ・高齢福祉推進諸費 ・感染症・食中毒対策事業)	1,087	44	0	0	0	1,043
健福	高齢者施設等に対する多床室の個室化支援事業 (・障害者施設整備事業 ・高齢者施設の感染症拡大防止のための個室化改修事業)	185	183	0	0	0	2
健福	PCR検査強化事業	164	11	0	0	0	153
健福	PCR検査費自己負担助成事業	151	76	0	0	0	76
健福	感染症コールセンター等設置・運営事業	245	123	0	0	0	123
健福	重症・中等症患者等受入体制整備事業	105	0	0	0	0	105

ア 感染拡大防止策と医療提供体制の整備 つづき

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
健福	重症・中等症患者等入院受入奨励事業	679	0	0	0	0	679
健福	旧市民病院における軽症者等受入体制整備事業	802	0	0	0	0	802
医療	Y-CERT強化事業	3	0	0	0	0	3
消防	消防署所感染防止対策強化事業 (庁舎維持管理費)	86	0	0	0	0	86
消防	救急隊感染防止対策資器材緊急確保事業 (救急運営費)	150	0	0	0	0	150
教育	市立学校におけるICT環境整備事業 (教育用コンピュータ整備事業(小・中・特支))	10,120	10,120	0	0	0	0
教育	学校施設における感染症対策事業 (学校環境整備費)	112	56	0	0	0	56
感染拡大防止・医療提供体制整備 (31事業) 小計		14,527	11,186	0	0	0	3,341

イ 市民生活の支援

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
市民	特別定額給付金給付事業	379,600	379,600	0	0	0	0
こども	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	4,210	4,210	0	0	0	0
こども	児童虐待・DV対策広報事業 (児童虐待防止啓発地域連携事業)	10	0	0	0	0	10
健福	生活困窮者への住居確保給付金給付事業 (生活困窮者自立支援事業)	253	190	0	0	0	63
資源	資源集団回収事業者緊急支援事業	400	0	0	0	0	400
建築	住宅セーフティネット構築事業	80	35	0	0	0	45
市民生活支援(6事業) 小計		384,553	384,035	0	0	0	518

ウ 企業・事業活動の支援

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
文化	アーティスト・クリエーター等へのワンストップ相談対応事業 (アーツコミュニケーション事業)	10	0	0	0	0	10
文化	市内のアーティスト等の文化芸術活動緊急支援事業 (芸術文化支援事業)	215	0	0	0	0	215
文化	バーチャル版芸術フェスティバル事業 (芸術文化支援事業)	90	0	0	0	0	90
文化	市内観光・MICE関連事業者緊急支援事業	50	0	0	0	0	50
文化	市内観光・MICE関連事業者へのマスク等緊急確保支援事業	9	0	0	0	0	9
経済	テレワーク導入促進事業 (職場環境向上・女性活躍推進事業)	15	0	0	0	0	15
経済	新型コロナウイルス感染症対応小規模事業者等支援事業	300	0	0	0	0	300
経済	新型コロナウイルス感染症対応資金繰り支援事業 (中小企業制度融資事業)	165,000	0	0	165,000	0	0
経済	新型コロナウイルス感染症対応信用保証料助成事業 (信用保証料助成等事業)	4,300	0	0	800	0	3,500
経済	新型コロナウイルス感染症対応「横浜市緊急融資認定センター」設置事業 (中小企業経営安定事業)	150	0	0	0	0	150
経済	新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金	3,600	3,600	0	0	0	0
経済	新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業	1,310	0	0	0	0	1,310
教育	学校給食物資補償事業	206	155	0	0	0	52
企業・事業活動支援（13事業） 小計		175,255	3,755	0	165,800	0	5,701

(単位：百万円)

	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
くらし・経済対策補正 (50事業) 計	574,335	398,975	0	165,800	0	9,560

(2) その他の事業補正(就職氷河期世代支援)

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
政策	就職氷河期世代非正規職シングル女性支援事業	10	8	0	0	0	3
経済	就職氷河期世代就職支援プログラム事業	13	10	0	0	0	3
こども	就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業	6	5	0	0	0	2
その他事業補正（3事業） 計		29	22	0	0	0	7

(単位：百万円)

	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
一般会計（53事業） 合計	574,364	398,997	0	165,800	0	※ 9,567

※「一般財源」欄は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（8,567百万円）を含んだ数値

特別会計

(1) くらし・経済対策補正

(単位：百万円)

局名	事業名【会計名称】	補正額	国費	県費	その他	市債	一般会計 繰入金
健福	給付費 【国民健康保険事業費会計】	3	0	3	0	0	0
くらし・経済対策補正 (1会計、1事業) 合計		3	0	3	0	0	0

